職員の懲戒処分について

一般財団法人和歌山県文化振興財団において、文化振興事業に係る不適切事務に関して、令和 2年 3月３０日付けで下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、公表します。

記

1　処分発令日　　令和 2年 3月３０日（火）

2　被処分者　　事務局 総務企画課　課長補佐　男性職員（５０歳）

3　処分の種類　　懲戒処分　戒告

4　処分理由　　文化庁から委託を受け行っている「文化芸術による子供育成総合事業」において、文化庁から示された実施要綱に沿っていない不適切な事務を行い、一般財団法人和歌山県文化振興財団の運営に支障を与えたことによる。

5　処分根拠　　一般財団法人和歌山県文化振興財団就業規則第４０条（５）号に該当するため。
処分内容は、一般財団法人和歌山県文化振興財団懲戒処分の基準による。

6　監督者に係る管理監督責任について
一般財団法人和歌山県文化振興財団　事務局長　厳重注意
同事務局次長　厳重注意
総務企画課長　訓告

令和 2年 3月 31日

一般財団法人和歌山県文化振興財団理事長

職員の不適切な事業実施についてのお詫び

この度、当財団職員が文化庁から委託を受け行っている「文化芸術による子供育成総合事業」において、文化庁から示された実施要綱に沿っていない不適切な事務を行い、文化庁並びに県担当課及び当事業に協力いただいている出演者の皆様に、ご迷惑をお掛けしたことにつきまして深くお詫び申し上げます。

今後このような不適切な事務が再び起こることがないよう財団コンプライアンス規定等による職員研修のほか、事業実施にかかるチェック体制の強化など、再発防止の徹底に努めて参ります。

令和 2年 3月 31日

一般財団法人和歌山県文化振興財団理事長